

人権

同和問題は

いまでも身近にある「現実」です

本籍・宗教・思想・親の職業など、個人の能力や適性とは関係のないことや、本来自由であるべき事項によって就職や結婚が決められるとしたら、あなたはどうか感じますか。自分のみに置き換えて考えてみれば、それが明らかに人権を侵害した行為だということが分かるはずです。ところがインターネットでの差別的書き込みなど新たな悪質な差別行為が発生しています。

同和問題など、あってはならない差別は、決して過去のものでも遠くのものでもなく、今なお「身近な問題」であり、「解決すべき問題」なのです。

見つめ直してみませんか？ 考えてみませんか？

●家庭では

子供からお年寄りまで家族それぞれの人権が尊重されているでしょうか。

●地域では

不合理な慣習や風習、家柄や世間体を気にするなどで、人権を侵しているようなことはないでしょうか。

●職場では

年齢や男女にかかわらず、差別のない民主的な職場になっているでしょうか。

国民年金だより

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。追納保険料は、先に経過月の分から順次納めていただくことになります。

